

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

公 告

○道路の区域変更	(道路課)	一
○土地区画整理事業の施行の認可	(都市計画課)	一
○土地区画整理事業の換地処分の届出	(同)	二
○証紙売りさばき人の指定	(会計課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(デジタルみやぎ推進課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。	(精神保健推進室)	二
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	三
○教育委員会		三
○教育委員会定例会の開催		五
○公安委員会		五
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		五
○宮城県告示第八百号		
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。		

告 示

その関係図面は、令和三年十一月十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 道路の種類 県道
- 路線名 大島浪板線
- 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
気仙沼市大浦八八番二地先から 同市大浦二六七番二地先まで	五・六 六・〇	七・一 一〇・七	一三三・六	一三三・六

○宮城県告示第八百一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四條第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。

令和三年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 施行者の名称
株式会社河北ランド、東北放送株式会社
- 事業施行期間
令和三年十一月十二日から令和八年三月三十一日まで
- 施行地区
富谷市富谷仏所、富谷北沢、富谷南沢、富谷日渡及び高屋敷の各一部
- 土地区画整理事業の名称
富谷市高屋敷西土地区画整理事業
- 事務所の所在地
富谷市三ノ関狼沢七十三番地の一
- 施行認可の年月日
令和三年十一月五日
- 施行者の住所

八 富谷市三ノ関狼沢七十三番地の一及び仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号
事業年度
毎年二月一日から翌年一月三十一日まで

九 公告の方法

事務所の掲示場に掲示して行う

○宮城県告示第八百二二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理
事業の換地処分について届出があった。

令和三年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

利府町新太子堂南土地区画整理事業

二 施行者の名称

積水ハウス不動産東北株式会社

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町二丁目十六番十号

四 換地処分の年月日

令和三年十月十八日

○宮城県告示第八百三号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさば
き人として次のとおり指定した。

令和三年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日
株式会社石巻中部自動車学 校	代表取締役 鈴木 隆男	石巻市門脇字浦屋敷百二十 四番一号 石巻中部自動車学校 富谷市三ノ関字膳部沢上十 一番三号 富谷自動車学校	令和三年十一月四日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和三年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサー
ビス（宮城県分）移行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青
葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和三年九月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 S Bテクノロジー株式会社 東京都新宿区新
宿六丁目二十七番三十号

五 契約金額 一億一千七百九十二万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指
定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局 利府青 山店	宮城県利府町青山二丁目一番地九	令和三年十一月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称 名取市増田九丁目百四十番一、百四十一番、百
四十三番二、百四十八番、百四十九番一、百四十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

九番二、百四十九番三、百四十九番五、百五十番、百五十二番四、百五十三番一、百五十三番三、百五十四番一、百五十四番三、百五十五番一、百五十六番三、百六十二番三、百六十六番二、三百七十五番、三百七十六番の一部

福島県相馬市中村字多川町十七番地
フレスコ株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 泡消火薬剤 二二〇〇リットル
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和四年三月二十二日(火)
- 4 納入場所 仕様書のとおり
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-1八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇

5 Contact information : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan
Tel. 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
令和三年十一月十二日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日 時 令和三年十一月十八日 午後一時三十分

二場 所 第一会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽籤とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二-二二二-二二六二一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第145号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
令和3年11月12日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

令和4年1月17日（月）から1月26日（水）までの土、日曜日を除く8日間

講習区分	実施日								計
	17日 (月)	18日 (火)	19日 (水)	20日 (木)	21日 (金)	24日 (月)	25日 (火)	26日 (水)	
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	7日間
追加取得講習	4号	○	○	○		○	○	○	6日間
	3号				○				3日間
4号						○			2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

1月17日から同月21日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月25日は午前9時30分から午後0時20分までとし、同月26日は午前9時20分から修了考査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

1月17日から同月19日及び24日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月25日は午前9時30分から午後3時50分までとし、同月26日は午前9時20分から修了考査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

1月20日及び21日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月25日は午後4時から修了考査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

1月24日は午前9時30分から午後4時50分まで、同月25日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、3号警備業務新規・追加取得講習及び4号警備業務新規・追加取得講習あわせて30名程度とする。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。
なお、電話での受付は1回につき1人とする。

なお、電話での受付は1回につき1人とする。

(2) 受付期間

令和3年12月13日（月）から同月17日（金）までの5日間（12月13日から同月16日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和3年12月20日（月）から同月24日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。
なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

エ 前記4-(1)～アに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)～エに該当する者
旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(ホ) 前記4-(1)オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

(電話番号022-221-7171 内線3054・3055)

9 その他

(1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。

(2) 受講に当たっては、感染症等予防対策(マスクの着用、会場入場前の手洗い等)を行うこと。

(3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。

(4) 講習日初日から起算して2週間前に海外(感染流行国)又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。

(5) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。